# 新型コロナウイルス関連情報(第89報): 当地でのワクチン接種/接種完了者に関する推奨事項

- ●当地におけるワクチン接種スケジュールに関する続報です。16歳以上の VA 州居住/勤務者は4月18日から接種対象となります。(下記1.)
- ●CDC はワクチン接種完了者に関する推奨事項(旅行関連)を改訂しました。(下記 2.)

※ワクチン接種に関する前回領事メール(3月18日配信)を併せご参照ください。 https://www.us.emb-japan.go.jp/j/announcement/20210318importantmessagecoronavirus.pdf

#### 1. 当地におけるワクチン接種スケジュール

# (1) ワシントンDC

前回領事メールからスケジュールに変更はなく、現在はフェーズ 1 C ティア 2 までが接種対象(含:65 歳以上の居住者、16 歳以上の基礎疾患のある居住者)。フェーズ 2 に移行し 16 歳以上の全ての DC 居住者が接種対象となるのは 5 月 1 日の週を予定。

※フェーズ10ティア2移行により、[1]非公的交通サービスの従事者(ハイヤー、ライドシェア等)、[2]ロジスティックス/デリバリー/クーリエ業の従事者、[3]報道機関、マスコミ業界のエッセンシャルワーカーが新たな接種対象となっています。

#### (2) メリーランド州

ア 前回領事メールからスケジュールに変更はなく、現在はフェーズ 2 B までが接種対象 (含:65歳以上の居住者、16歳以上の基礎疾患のある居住者)。フェーズ 2 C (55歳以上の全ての居住者等)移行は 4 月 13 日、フェーズ 3 (16歳以上の全ての居住者)移行は 4 月 27 日を予定。

## イ 4月1日、ホーガン州知事は以下を発表。

- ・16歳以上の全ての居住者(=フェーズ3)について、大規模ワクチン会場(Mass Vaccination Sites)で接種を受けるための「事前登録」が可能となった。接種希望会場は2つまで選択できる。ただし、フェーズ1、2に該当する未接種者が引き続き優先される。
- ・Salisbury の大規模ワクチン会場では、接種対象者に対し、「予約不要」のワクチン接種を提供する。今後、「予約不要」の会場を拡大する。
- ・4月中に7か所の大規模ワクチン会場を新たに設置する (Baltimore 郡、Prince George's 郡、Montgomery 郡、Frederick 郡、Anne Arundel 郡、Harford 郡、Howard 郡)。

## ◎詳しくはこちら (プレスリリース)

https://governor.maryland.gov/2021/04/01/governor-hogan-announces-covid-19-vaccine-pre-registration-for-all-marylanders-16-and-older/

#### (3) バージニア州

ア 現在はフェーズ 1 b (含: 65 歳以上の居住者、16 歳以上の基礎疾患のある居住者) または 1 c (1a、1b に含まないエッセンシャルワーカー) までが接種対象 (保健地区により異なる)。

### イ 4月1日、ノーザム州知事は以下を発表。

- 16歳以上のVA州居住/勤務者(=フェーズ2)は4月18日から接種対象。
- ・現状、事前登録を行った大半のハイリスク層は1回目の接種が済んでおり、事前登録リストに残る人たちに も今後2週間以内に予約案内が届く見通し。

・州内に35 ある保健地区のうち21 地区ではフェーズ1c のエッセンシャルワーカーへの接種を開始済。事前登録のある1c 該当者への予約案内が済んでいる保健地区は、4月4日以降、既に事前登録しているフェーズ2該当者への予約案内を開始してよい。

◎詳しくはこちら(プレスリリース)

https://www.governor.virginia.gov/newsroom/all-releases/2021/april/headline-894153-en.html

- 2. ワクチン接種完了者に関する推奨事項(CDC)
- (1)4月2日、CDCはワクチン接種完了者に関する推奨事項(recommendations)を改訂し、ワクチン接種完 了者の旅行の扱いを示しました。主な内容は以下のとおりです。

(国内旅行)

・ワクチン接種完了者は、旅行前後の検査及び旅行後の自主隔離は不要。

(国外旅行)

ワクチン接種完了者は(/接種完了者であっても)、

- ・米国外に旅行する前には目的地の状況をよく確認する。
- ・米国出発前の検査は、目的地で求められる場合を除き、不要。
- ・米国行き便に搭乗する前の陰性結果または治癒を証明する書類の提示は引き続き必要。
- ・国外旅行後(米国入国時)は、引き続き、入国後3~5日後に検査を受けるべき。
- ・米国入国後の自主隔離は不要。

(国内/国外旅行共通)

・ワクチン接種完了者であっても、自分と他者を守るため、航空機、バス、電車その他の公共交通機関利用時 および空港や駅などの交通ハブ滞在時にはマスクを着用することが求められる。

©CDC | CDC | Issues Updated Guidance on Travel for Fully Vaccinated People | https://www.cdc.gov/media/releases/2021/p0402-travel-guidance-vaccinated-people.html

(2)以上の改訂を受け、CDCによる「旅行後(After International Travel)」の推奨事項についても、ワクチン未接種者と接種完了者を区別して案内されるようになりました。

◎CDC「After International Travel」(英語版)

https://www.cdc.gov/coronavirus/2019-ncov/travelers/after-travel-precautions.html

※現時点で日本語版(「旅行後」)は上記改訂が反映されていません。

※この領事メールは、DC・MD州・VA州の在留邦人および「たびレジ」登録者の皆様へ配信しています。

#### ■在アメリカ合衆国日本国大使館

住所: 2520 Massachusetts Avenue N.W., Washington D.C., 20008, U.S.A.

電話: 202-238-6700(代表)

HP: https://www.us.emb-japan.go.jp/itprtop\_ja/index.html

◎新型コロナウイルス関連情報はこちら

https://www.us.emb-japan.go.jp/itpr\_ja/covid-19.html

◎領事メールのバックナンバーはこちら

https://www.us.emb-japan.go.jp/itpr\_ja/ryoji\_mail.html